

都市計画法第34条第2号 許可基準

この基準は、都市計画法第 34 条第 2 号の規定のうち、観光資源の有効な利用上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は建築行為若しくは用途変更に適用する。

- 1 利用対象となる観光資源は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市内に存在する登録有形文化財、木曽川、138 タワーパークほか。
 - (2) 市内に存在する自然、歴史、伝統、文化、産業ほか観光振興に資する資源。
- 2 申請建築物は自己の業務の用に供する建築物で、次の各号いずれかに該当するものであること。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供することを目的とする建築物は、該当しないものとする。

 - (1) 観光価値を維持するため必要な施設。
みやげ物店（農産物などの地場産品を含む）、観光ガイドの事務所
 - (2) 観光客を対象とした休憩施設。
飲食店、休憩所、キャンプ拠点施設
 - (3) 観光資源を活用した見学、体験、学び、遊びほか観光振興に資する施設。
展示場、資料館、観光農園、川遊び、サイクリング関連施設、文化体験施設
- 3 申請地は、次の各号に該当する土地であること。
 - (1) 観光資源となる起点地から 300m 以内の土地であること。
 - (2) 申請地の規模は 500 ㎡以下であること。
 - (3) 申請地は路地状部分の幅が 6m 未満の延長敷地形態ではないこと。
 - (4) 申請地への出入口は、隣地を経由せず前面道路に面していること。
 - (5) 駐車場が必要な施設の場合は、適切に設けられること。
- 4 申請建物は、次の各号に該当する建物であること。
 - (1) 居住施設を含まないこと。
 - (2) 管理施設と倉庫の合計面積は、建築物の延べ面積の 2 分の 1 を超えないこと。
 - (3) 建物の高さは 10m 以下であること。
 - (4) 施設を示す看板を道路から見える位置に設置すること。

附 則

この基準は、2026年1月1日から施行する。